

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 防災街区整備事業組合の定款の変更認可……………一
- ………（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）…一
- 市街地再開発組合の設立認可……………一
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
- 宅地建物取引業法による行政処分……………二
- ………（住宅政策本部住宅企画部不動産業課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………二
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 告示（教）……………三
- 技能教育施設の廃止……………三
- ………（生活文化局都民生活部管理法人課）…三
- ………（生活文化局都民生活部管理法人課）…三
- 登録販売者試験の実施……………四
- ………（福祉保健局健康安全部業務課）…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）…四
- 都市計画事業の施行……………六
- ………（建設局道路建設部管理課）…六

告示

●東京都告示第六百七十二号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百五十七条第一項の規定に基づき池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事業組合の名称
池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業組合
- 二 事業施行期間
令和二年七月二日から令和五年十月三十一日まで
- 三 施行地区
豊島区池袋本町三丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
豊島区池袋本町三丁目二十番五号
令和二年七月二日
- 五 変更の内容
事務所の所在地を豊島区池袋本町四丁目十六番六号に変更する。
- 六 定款の変更の認可の年月日
令和三年四月九日

●東京都告示第六百七十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条

第一項の規定に基づき青梅駅前地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年四月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
青梅駅前地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和三年四月二十三日から令和八年三月三十一日まで
- 三 施行地区
青梅市本町地内
- 四 事務所の所在地
青梅市本町百三十番地十七
- 五 設立認可の年月日
令和三年四月二十三日
- 六 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
必要に応じて組合が適当と認める場所や官報に掲載してこれを行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和三年五月二十二日

●東京都告示第六百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年四月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区虎ノ門三丁目二百八番、二百九番一、同番二から同番四までの各一部、同番五、二百十番一の一部、同番五、二百十一番の一部、愛宕二丁目三十四番十の一部及び同番六十五から同番六十七まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第六百七十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社DIVINE

(二) 代表者氏名 代表取締役 小 椋 亮

(三) 主たる事務 台東区駒形二丁目五番六号 カミナガ

所の所在地 ビル8F

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇〇五八〇号

(五) 免許年月日 平成二十九年五月十九日

二 処分年月日 令和三年四月十五日

三 処分内容 業務の全部の停止十五日間(令和三年四月三十日から同年五月十四日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号

●東京都告示第六百七十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第七百九十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月二十三日

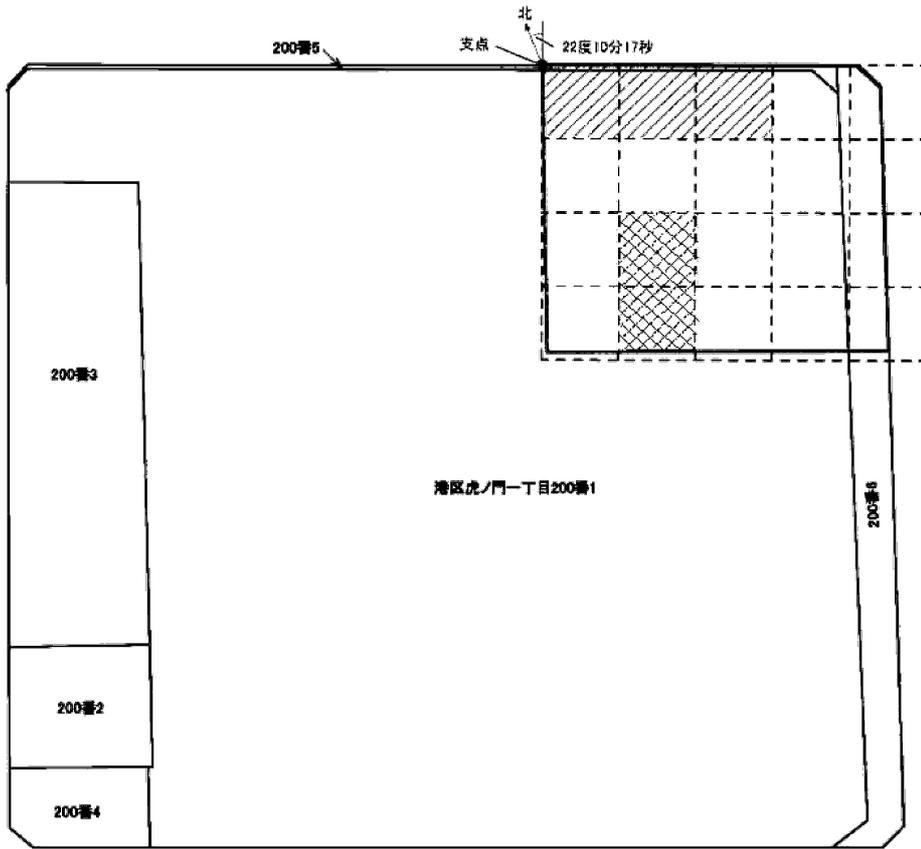
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区虎ノ門二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【凡例】

- - - : 単位区画
- : 筆境界(地番境界)
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域
- ▩ : 形質変更特要届出区域 (平成28年東京都告示第1797号により指定した区域)

【支点】

支点は、X座標 -36809.226、Y座標 -7522.769とする。
 ※支点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(22度10分17秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第二十八号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十五条第一項の規定に基づき、指定技能教育施設の廃止の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月二十三日

東京都教育委員会

一 廃止の届出があった指定技能教育施設の名称及び所在地

国際パティシエ調理師専門学校

小平市小川東町五丁目二十一番十四号

二 廃止年月日

令和三年三月三十一日

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
 について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年四月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ホームケアエクスパーツ協会

二 代表者の氏名

酒井 忠昭

三 主たる事務所の所在地

世田谷区代田六丁目六番九号 アルコープ下北沢B一

四 更新された認定の有効期間

令和二年十二月二十四日から令和七年十二月二十三日

まで

一 名称

特定非営利活動法人高麗博物館

二 代表者の氏名

村上 啓子

三 主たる事務所の所在地

新宿区大久保一丁目十二番一号 第二韓国広場ビル

四 更新された認定の有効期間

令和二年十二月二十四日から令和七年十二月二十三日

まで

一 名称

特定非営利活動法人東京コミュニティスクール

二 代表者の氏名

久保 一之

三 主たる事務所の所在地

中野区中野一丁目六十二番十号

四 更新された認定の有効期間

令和二年四月十日から令和七年四月九日まで

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の八第一項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施する。
令和三年四月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日

令和三年九月二十三日(木曜日)

二 試験の時間

午前十時から午後三時三十分まで

三 試験場所

上智大学四谷キャンパス(千代田区紀尾井町七番一号)、大正大学巣鴨キャンパス(豊島区西巣鴨三丁目二十番一号)、東京外国語大学府中キャンパス(府中市朝日町三丁目十一番一号)及び東京工科大学蒲田キャンパス(大田区西蒲田五丁目二十三番二十二号)
受験しようとする者が多数あった場合には、他にも試験場所を設ける。

四 試験方法

筆記試験

五 申請書類

(一) 受験願書(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和三十六年東京都規則第七十六号。以下「細則」という。))別記様式第九号による。
(二) 写真台帳(細則別記様式第十号に縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、出願前六月以内に

撮影した無帽、上半身、正面向きの写真を貼り付けたもの)

六 試験手数料

一万三千六百元

七 申請書類の受付期間

郵送による申請書類のみ受け付ける。

令和三年五月二十四日(月曜日)から同年六月四日(金曜日)(当日消印有効)まで

八 郵送場所

郵便番号 一六三―八六九六 日本郵便株式会社 新宿郵便局留 東京都福祉保健局健康安全部薬務課 令和三年年度登録販売者試験担当

九 その他

(一) 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全部薬務課登録販売者試験担当

(二) 試験案内及び受験願書用紙等は、東京都福祉保健局健康安全部薬務課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所において、令和三年五月十八日(火曜日)から配布する。

電話〇三(五三二〇)四五二二

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。))第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。
 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年四月二十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年四月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 コピオ北野
- 二 店舗所在地 八王子市北野町五百四十五番三号
- 三 設置者名 公益財団法人 東京都都市づくり公社
- 四 設置者住所 八王子市子安町四丁目七番一号
- 五 変更前の設置者名 財団法人 東京都都市建設公社
- 六 変更後の設置者名 公益財団法人 東京都都市づくり公社
- 七 変更前の設置者住所 八王子市高倉町四十九番地三
- 八 変更後の設置者住所 八王子市子安町四丁目七番一号
- 九 変更前の設置者の代表者名 原山 陽一
- 十 変更後の設置者の代表者名 長谷川 明
- 十一 変更日 令和二年六月三十日ほか
- 十二 届出日 令和三年二月二十六日
- 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

十四 縦覧期間

一号)

令和三年四月二十三日から同年八月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

南砂一丁目店舗

二 店舗所在地

江東区南砂一丁目八番一号

三 設置者名

東京地下鉄株式会社

四 設置者住所

台東区東上野三丁目十九番六号

五 変更前の設置者の代表者名

梅崎 壽

六 変更後の設置者の代表者名

山村 明義

七 変更前の小売業者の住所

大田区仲六郷二丁目四十三番二号

八 変更後の小売業者の住所

神奈川県横浜西区みなとみらい六丁目三番六号

九 変更前の小売業者の代表者名

飯田 勸

十 変更後の小売業者の代表者名

二宮 涼太郎

十一 変更日

平成二十九年六月二十九日ほか

十二 届出日

令和三年二月二十六日

十三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

十四 縦覧期間

令和三年四月二十三日から同年八月二十三日まで。ただし、東京都

十五 縦覧時間

の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

垣見ショッピングプラザ

二 店舗所在地

西東京市芝久保町一丁目四番二号

三 設置者名

垣見油化株式会社

四 設置者住所

千代田区麴町三丁目二番五号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社LIXILピバほか一名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社ビック・ライズほか二名

七 変更日

令和三年一月二十一日ほか

八 届出日

令和三年三月九日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

十 縦覧期間

令和三年四月二十三日から同年八月二十三日まで。ただし、東京都

十一 縦覧時間

の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を

除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

ポシテポルタ千住

二 店舗所在地

足立区千住橋戸町一番十三ほか

三 設置者名

三菱地所株式会社

四	設置者住所	千代田区大手町一丁目一番一号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ストライプインターナショナルほか二十二名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ストライプインターナショナルほか二十三名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ストライプインターナショナルほか三名
八	変更前の小売業者の住所	品川区上大崎三丁目二番一号(B1Rサテイトワンアイスクリーム株式会社)
九	変更後の小売業者の住所	品川区上大崎三丁目一番一号(B1Rサテイトワンアイスクリーム株式会社)
十	変更前の小売業者の代表者名	石川 康晴(株式会社ストライプインターナショナル)ほか
十一	変更後の小売業者の代表者名	立花 隆央(株式会社ストライプインターナショナル)ほか
十二	変更日	令和三年一月一日ほか
十三	届出日	令和三年三月九日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五	縦覧期間	令和三年四月二十三日から同年八月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規

定により、次のとおり公告する。

令和三年四月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称
別表のとおり

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
町田都市計画道路 路事業三・三・五十号小山宮下線	町田市小山町地内	令和三年三月五日	南多摩 東部建設事務所
		令和三年三月五日	関東地方整備局告示第八十号

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

